

(1)障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業(事業支援)

	質問	回答
1	多機能型簡易居室の設置について、備えるべき設備等の要件（定員、空調設備、トイレなど）はありますか。	多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しているため、それぞれ使用用途により判断いただきたい。
2	多機能型簡易居室の設置について、保管庫としてのみ使う場合も対象となるでしょうか。	倉庫として設置することは可能であるが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。
3	多機能型簡易居室について 現在、すでに施設内にある部屋や敷地内の倉庫を改装して、感染発生時対応等に柔軟に活用可能な居室や保管庫等とすることは可能か。	既存施設の改修は本事業の対象外となります。
4	「感染症対策徹底支援事業」や「感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」について、一次補正予算で創設された「サービス継続支援事業」のように、1月15日以降に実施した分も対象となるのか。それとも4月1日以降の実施分に限られるのか。	4月1日以降に限ります。
5	多機能事業所は該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いることとされています。計画相談支援・障害児相談支援のように多機能事業所ではないものの、同一事業所で従業員の兼務等が認められる事業所については、各サービスの基準単価の合計額を算定できるのでしょうか。	それぞれ基準単価まで交付可能とします。
6	障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業における交付額の上限については、実施要綱の別表に示されているところであるが、同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合（例：居宅介護、重度訪問介護）、上限額は別表の合計額となるのか、それともいずれか高い方の額となるのか。	複数サービスを実施している事業所は、それぞれについて基準単価まで交付を可能とします。
7	感染症対策徹底支援事業について、実施要綱3（1）③の「多機能型簡易居室」を感染者の隔離居室として使用する場合には、居室内に電気水道工事や浴室の設置工事を施す必要があるが、当該費用も対象となるか。	補助対象経費は、施設整備費と同様のものを想定しておりますので、多機能型簡易居室に付随する工事については、補助対象となります。
8	衛生用品の備蓄等支援について、実施要綱3（3）②の事業内容は、3密を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用を助成するとなっておりますが、実施要綱3（1）の事業内容であるか かりまし経費の助成には、3密対策のかりまし経費も含まれるのではないかと考えている。実施要綱3（1）と（3）②の事業内容の具体的な違いをご教示願う。	在宅サービスにおいては、新型コロナウイルスの影響により休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、3（1）①に加えて（3）②を設定しています。
9	指定事業所番号が同じで、複数サービスを提供している場合は、それぞれ申請できるのか。 （例えば、施設入所支援と短期入所など）	多機能型事業所として指定を受けている場合を除き、同じ指定事業所番号でもそれぞれ申請可能である。そのため、申請にあたっては個票をそれぞれ作成することになる。 ex1)施設入所、生活介護、短期入所 ex2)居宅介護、重度訪問介護、同行援護 → それぞれ個票を作成

10	1台の車購入に対し、徹底支援事業と再開支援事業両方をあてることは可能か？	可能である。
11	1台の車購入に対し、複数の事業所で按分してあてることは可能か？	対象となる複数の事業所で使用するということであれば可能である。 なお、購入価格に対し、どの事業所の分でいくらという整理をしておくこと。
12	対象経費に賃金・報酬があるが、具体的にどのようなものが対象となるか？	3密を避ける目的で部屋を分けるために臨時職員等を新たに雇用した場合にかかるかかり増し経費などが想定される。なお、既存職員の危険手当等の報酬については、直接的な感染症対策に当たらないことから対象外となる。

(3) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

	質問	回答
1	<p>実施要綱3(3)①「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」とあるが、次の例の場合、対象となると考えてよいか。</p> <p>例1) 4/15～利用休止→5/16健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止1ヶ月超)</p> <p>例2) 4/15～利用休止→5/10健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満だが、 利用再開まで1ヶ月超)</p>	<p>例1は対象となりますが、例2については利用者のサービス休止期間が1ヶ月を経過していないため、対象となりません。</p>
2	<p>実施要綱3(3)①「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「※3『連携を行った』とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと」とあるが、記録の有無は要件ではないのか。 (※2「～の確認」は「記録を行っていること」が要件となっている。)</p>	<p>連携のための電話等による連絡を記録することまでは求めています。</p>
3	<p>障害福祉サービス再開に向けた支援事業について、「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、過去1か月の間、当該サービスを1回も利用していない利用者とする。」とあるが、通所サービスの場合、1回も通所していないということか。利用自粛により、自宅にいる利用者に対し、電話等により支援を行うことで利用があったものとみなし報酬を算定している場合は利用しているとなるのか。</p>	<p>休止とは、通所していないことを指します。</p>
4	<p>実施要綱の(3) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業について、「在宅サービスの利用を休止している利用者」とは、事業所が電話等の代替的サービスの提供を行い、報酬算定をした通所を控えた利用者は該当しないという解釈でよろしいか。</p>	<p>通所を控えた利用者に対する支援も対象となります。</p>
5	<p>障害者支援施設で短期入所も実施しているが、再開支援事業は対象となるのか(徹底支援事業の基準額は「施設入所支援」を使用)? 同様に、障害者支援施設で生活介護等の日中系サービスの通所部がある場合、再開支援の対象となるか?</p>	<p>施設入所と短期入所のそれぞれで申請可能のため、個票を分けて申請していただきたい。</p>

(4) 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

	質問	回答
1	<p>慰労金支給事業について</p> <p>・対象となる地域生活支援事業の事業者については、自治体からの要請を受けて業務を継続した場合とあるが、「自治体からの要請」とは積極的に事業を継続してくださいと依頼した場合のみが対象か。積極的に事業を継続するよう依頼はしていないが、利用の申込があり、利用の受け入れをお願いし、受け入れた事業所も自治体からの要請を受けて事業を継続した場合ととらえてよいか。</p>	<p>休業要請が出ていないということをもって対象として差し支えない。</p>
2	<p>①支給対象者（i）（ア）※ただし書きに「地域生活支援事業の事業者であって、緊急事態宣言発令中に自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所については対象となる。」旨の記載があり、これにより「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」が対象となると理解するが、「手話通訳・要約筆記派遣事業」等その他地域生活支援事業の事業者については対象となるか。</p>	<p>慰労金の支給対象となる地域生活支援事業の対象事業は、通所系、入所系、訪問系、相談系などの障害福祉サービスに準じる以下の事業となる。</p> <p>（市町村事業）                      地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援</p> <p>（都道府県事業）                      盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</p>
3	<p>医療機関・介護サービス事業所等にも勤務する職員は、どの慰労金を優先して支給するといった決まりが設けられるか。</p>	<p>職員の判断となります。</p>
4	<p>給付金の支給対象者について、「利用者と接する職員」とは、施設管理者や事務職等の職員も含まれるか。</p>	<p>含まれます。</p>
5	<p>実施要綱3（4）慰労金の支給事業について、支援対象者は「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとされているが、日をまたぐ夜間勤務は2日間とカウントするということによいか。</p> <p>例）4月10日17時から4月11日9時までの夜勤                      →延べ2日間</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
6	<p>離職者等への慰労金の給付について、10日以上勤務等の要件を満たしているかの確認をどのように行うのか。例えば、元の勤務先から就労証明を出してもらう方法もあるが、元の勤務先から出してもらえない場合もあり得る。</p>	<p>元勤務先から提出いただくよう、周知にご協力をお願いします。</p>
7	<p>慰労金について、利用者と接する職員とは事務職員や調理員でも利用者と接する可能性があれば対象となるのか。（接した職員だけが対象か。）</p>	<p>対象となります。なお、明らかに接することのない職員は対象外です。</p>
8	<p>実施要綱（4）障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業について、6月30日以降に感染者・濃厚接触者に対応した場合、20万円の給付は可能か。すでに5万円支給していた場合は、15万円を追加支給してもよいか。</p>	<p>6月30日以降に、感染者・濃厚接触者に対応した場合は当該事業の給付対象とはなりません。</p>

	質問	回答
9	実施要綱（４）障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業について、自主休業した施設で勤務していた場合でも、始期より6月30日までの間で、10日間以上施設が営業し勤務していれば、支給対象としてよいか。	可能です。ただし、利用者と接していることが必要です。
10	実施要綱（４）障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業について、職員には、正職員のほかアルバイトや非正規職員も含まれるのか。	含まれます。
11	慰労金の対象として派遣労働者や業務委託受託者の労働者を含めた場合、どのように慰労金を支給することになるのか。（施設等から派遣労働者等に対し直接支給することはできないと考えられるため）	施設・事業所が業務受託業者と調整の上、施設・事業所から対象者に直接支払うこととなります。
12	地域生活支援事業については、自治体より委託を受け、事業を実施している事業者も多数ある。そうした事業者が慰労金支給の対象となった場合、慰労金の給付方法はどのようになるか。 （県事業の場合） ・受託者からの申請により、補助金として支払い ・慰労金相当額を委託費に上乗せして支払い←こちらが望ましい （市町村事業の場合） ・受託者からの申請により、補助金として支払い←こちらが望ましい ・慰労金相当額を委託費に上乗せして支払いを行うために、市町村への補助額を上乗せ	3密を避ける目的で部屋を分けるために臨時職員等を新たに雇用した場合にかかるかかり増し経費などが想定される。なお、職員の危険手当等の報酬については、感染症対策に当たらないことから対象外となる。
13	対象事業所の中に「聴覚障害者情報提供施設」「点字図書館」「盲導犬訓練施設」など身体障害者福祉法に規定される施設が対象とならないのはなぜか。	慰労金の基本的な考え方として、感染すると重症化リスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであることなどを総合的に勘案し、障害福祉サービス事業所等において利用者と接する一定の職員を対象としている。 この基本的な考え方を踏まえ、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一部事業においても、指定障害福祉サービスと同様に合致するものについて、支給の対象としている。
14	地域生活支援事業の事業者が障害福祉サービス等事業所と同一法人である場合、当該地域生活支援事業の支給対象者について、申請書の様式3「障害福祉慰労金受給職員表」に当該障害福祉サービス等事業所を主たる勤務先として名簿に載せ、国保連を通じて申請することは問題ないか。	お見込みのとおり。 同一法人で障害福祉サービスと地域支援事業を一緒に実施している場合、可能な限り、障害福祉サービス事業所の名簿に地域生活支援事業の該当する対象者も盛り込んでいただき、効率的かつ迅速な支払いを促していただくよう、ご協力お願いしたい。
15	慰労金は、地域生活支援事業の事業所も対象になるということだが、支援金は対象にならないのか。1次補正における「地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等」（障害者総合支援事業費補助金）が代替する補助金となる場合、対象となっていない事業（移動支援事業、障害者相談支援事業等）もあるが、それらの事業所は対象外ということによいか。	慰労金における地域生活支援事業の対象事業については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」のうち、慰労金の支給事業のみ対象となる。

	質問	回答
16	<p>実施要綱3(4)「障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」①支給対象者(i)(ア)ただし書き部分の事業として、地域生活支援事業の都道府県事業のうち、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」のみ対象とされているが、地域生活支援事業の専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業として位置づけられている「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」が対象となっていない理由を示してほしい。</p> <p>(特に手話通訳者においては、緊急事態宣言期間中においても、聴覚障がいのある人が定期的な診察等で医療機関を受診する際にも、現場(医療機関)で手話通訳を行っている。)</p>	<p>慰労金の基本的な考え方として、感染すると重症化リスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであることなどを総合的に勘案し、障害福祉サービス事業所等において利用者と接する一定の職員を対象としている。</p> <p>この基本的な考え方を踏まえ、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一部事業においても、指定障害福祉サービスと同様に合致するものについて、支給の対象としている。</p>
17	<p>慰労金について、管理者、事務職であっても感染者に「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」であれば交付可能か。</p> <p>※「継続して提供することが必要な業務」はサービス提供に限らなければ、管理者や事務職もありえる。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
18	<p>(4) 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業について</p> <p>Q1.地域生活支援事業の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、慰労金の対象となっておりますが、対象者としての条件の考え方について伺いたいです。「10日間以上勤務」とありますが、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣については、10回以上の派遣という解釈でよろしいでしょうか。また、派遣時間については問わないということでもよろしいでしょうか。</p> <p>Q2.慰労金について、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」は対象となっているところですが、今回、手話通訳者等のその他の意思疎通支援者の派遣を対象としていない理由をご教授ください。</p>	<p>A1 お見込みのとおりです。ただし、1日複数回の派遣については、1回となります。</p> <p>A2 慰労金の基本的な考え方として、感染すると重症化リスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであることなどを総合的に勘案し、障害福祉サービス事業所等において利用者と接する一定の職員を対象としています。</p> <p>この基本的な考え方を踏まえ、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一部事業においても、指定障害福祉サービスと同様に合致するものについて、支給の対象としています。</p>
19	<p>慰労金の支給について、「利用者と接する」はどこまで含まれるか。また、その対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象となるのか。</p>	<p>利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。</p> <p>また、利用者と接触する日が1日でもあれば対象となります。</p>
20	<p>慰労金の対象事業所について、国や地方公共団体(独立行政法人国立病院機構を含む。)が運営するものも補助対象として良いか。また、地域生活支援事業においても同様の扱いとして良いか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
21	<p>法人から都道府県へ提出する交付申請書について、国保連に委託する場合は、法人から国保連に提出し、国保連を通じて都道府県へ提出となっておりますが、法人内に国保連からの支給ができない地域生活支援事業が含まれている場合も、一旦、国保連での受付という流れとなりますでしょうか。</p> <p>また、地域生活支援事業のみ運営している法人の場合は、国保連への提出ではなく、法人から直接、都道府県への提出となりますでしょうか。</p>	<p>同一法人で障害福祉サービスと地域生活支援事業を一緒に実施している場合、可能な限り、障害福祉サービス事業所の名簿に地域生活支援事業の該当する対象者も盛り込んでいただき、効率的かつ迅速な支払を促していただくよう、ご協力をお願いしたい。</p> <p>なお、地域生活支援事業のみを実施している法人については、都道府県へ申請いただき、都道府県から事業所に対して支払を行っていただくことを想定しています。</p>

	質問	回答
22	慰労金について、ボランティアも対象となるか。	実施要綱のとおり、要件に該当した職員、派遣労働者、業務委託受任者において対象となります。ボランティアについては対象となりません。
23	慰労金について、法人役員も対象となるか。	法人役員でも、慰労金支給対象事業所の <b>職員として</b> 10日以上勤務し、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」を行っている場合は支給対象となる。